(c) 第九・五条（サービスの貿易―最恵国待遇）及び第十四・四条（投資―最恵国待遇）

(d) 第九・六条（サービスの貿易―現地における拠点）

(e) 第十四・八条（投資―経営幹部及び取締役会）

(f) 第十四・九条（投資―特定措置の履行要求の禁止）

2　留保には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

(d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。

(e) 政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。

(f) 措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

(g) 概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。留保は、当該留保が付される第九章（サービスの貿易）及び第十四章（投資）の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」がその他の全ての事項に優先する。

4　金融サービスについては、

(a) 日本国は、第十一・四条（金融サービス―国内規制）の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このことと関連において、証券会社は、日本国の関係法律に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法律に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。

(b) サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくオーストラリアの区域内において日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第九・二条（サービスの貿易―定義）(n)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

5　航空運送サービスに関し、運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置については、第九・一条（サービスの貿易―適用範囲）2(a)の規定により第九章（サービスの貿易）の規定の適用範囲から除外されるので、この表には含まれない。

6　第九・三条（サービスの貿易―市場アクセス）の規定に基づく義務に影響を及ぼす周波数のスペクトルの利用可能性に関する法令については、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S／L／第九十二号）の別添六を考慮して、この表には含まれない。

7　この編の規定の適用上、「JSIC」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

第二節

一	二	三
分野	分野	分野
小分野	小分野	小分野
産業分類	産業分類	産業分類
JSIC　〇一　農業	自動車整備業	事業サービス
JSIC　〇二　林業	自動車分解整備業	JSIC　九一一　職業紹介
JSIC　〇三　漁業（水産養殖業を除く。）	JSIC　八九　自動車整備業	JSIC　九一二　労働者派遣
JSIC　〇四　水産養殖業	市場アクセス（第九・三条）	市場アクセス（第九・三条）
JSIC　六三一四　農業協同組合	現地における拠点（第九・六条）	現地における拠点（第九・六条）
JSIC　六三一五　漁業協同組合、水産加工業協同組合	中央政府	中央政府
JSIC　八七一　農林水産業協同組合（他に分類されないもの）	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六章	職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三章及び第三章の三
内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）	サービスの貿易	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二章
中央政府	自動車分解整備事業を営もうとする者は、日本国内に事業場を設置し、その事業場の所在地を管轄する地方運輸局長の認証を受けなければならない。	港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四章
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条		船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第三章
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条		建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第五章及び第六章
サービスの貿易及び投資		サービスの貿易
外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書七第二編（日本国の表）の十二の項で規定されているものを除く。）への投資を行おうとする外国人投資家について適用する。		日本国内の企業に対し次のサービスを提供しようとする者は、日本国内に事業所を設置し、かつ、場合に応じ、権限のある当局の許可を受け、又は当該当局に届出を行わなければならない。 (a) 民間の職業紹介サービス（建設業務有料職業紹介サービスを含む。） (b) 労働者派遣サービス（港湾労働者派遣サービス、船員派遣サービス及び建設業務労働者就業機会確保サービスを含む。）
		職業安定法又は船員職業安定法に基づいて権限のある当局の許可を受けた労働組合のみが、労働者供給サービスを提供することができる。